

内部質保証の方針

1. 内部質保証の方針・目的

麗澤大学は、本学の使命・目的を実現するため、本学の全般にわたる内部質保証システムを構築し、適切な教育・研究・社会貢献の水準の恒常的・継続的な維持及び向上に取り組む。

推進にあたっては、学長の責任の下、PDCA サイクルに基づき、自己点検・認証評価委員会を中心に、教育研究活動及び管理運営について、自ら組織的かつ定期的な点検・評価をディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーや中期計画を視点として行い、その結果を改善及び改革につなげていく。評価は全学で共有するとともに広く社会に公表する。

2. 典拠規程

- ・「麗澤大学学則」第1条の2

麗澤大学は、教育研究水準の向上をはかり、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うことに努める。

- ・「麗澤大学大学院学則」第3条

本大学院は、教育研究水準の向上をはかり、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うことに努める。

3. 内部質保証の対象

教育研究をはじめとする大学の全般的活動。

4. 自己点検・認証評価委員会の役割と構成

自己点検・認証評価委員会は、「学校教育法第109条及び学則第1条の2の規定にもとづき、本学の教育研究活動等について、全学的立場から実施する点検・評価に関すること」及び「学校教育法第109条第2項に規定された、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受ける業務に関すること」を扱う。

構成員は、学長（委員長）、副学長、学長補佐、学部長、研究科長、学長が推薦する者、大学事務局長、大学事務局次長、大学事務局副部長及び担当課長とする。

5. 内部質保証を推進するための自己点検・評価の仕組み

自己点検・認証評価委員会は、学長の諮問に応え、点検項目を検討し、点検・評価の枠組みを決定する。次いで委員会の下、各部門・部署で教職員が協働し、それぞれが分担して点検・評価を行う。最終的に、自己点検・認証評価委員会でそれらを取りまとめ、全体を再度点検・評価する。結果は『麗澤大学年報』にまとめ、ホームページで公表する。

さらに内部質保証のための自己点検・評価結果及び改善・向上のための取り組みを毎年、「自己点検・評価報告書」にまとめ、上位組織である学校法人等に報告し、点検・評価を受ける。その結果は改善計画に反映される。このような組織間の連携により、PDCA サイクルが構成されることになる。